

性能検証仕様書ガイド

00800節 補足条件

仕様書記述者へ:

ここに掲げた仕様書ガイドは、当該プロジェクト固有の性能検証へのニーズと要件に合致するように、該当する仕様書の節(セクション)を検討し、修正、字句挿入をすることとしている。これらの仕様書へのいかなる修正も、オーナー代表者との協議、署名の設備設計家(engineer of record)了承を得なければならない。チェックボックス或いは書込み用の余白には夫々適切に記入し、選択肢は適用項目以外全て消去する。また枠囲いの記述指針はすべて削除されたい。

多くの場合、請負者に本竣工(Substantial Completion)の前にすべての性能検証業務を完了すべきという風に要件を強化するのは困難である。それがもし実際的な条件でなければ、請負者がすべての性能検証責務を完了させるのは困難であろう。故に:

性能検証がタイムリーに完了し、請負者に性能検証業務を完了させるインセンティブを与えるためには、新しい目標期限を定め、損害債務(liquidated damage)はそれに合わせる。この目標期限は「機能上の竣工」と呼ばれ、01700節にて定義される。機能上の竣工は本竣工の日より然るべき日数の後に定められ、その時点で請負者のすべてのTABの残りとは性能検証関連責務とは(季節試験と承認された遅延業務を除き)完了し、或いは規定による損害債務が発生する。

本セクションまたはそのほかの適切な節に、機能上の竣工に合致できなかった損害さ甥無についての記述を付加せよ。

例:

機能上の竣工目標日を超過した場合は1日当たり課徴金は \$ _____ とする。

もし、性能検証シナリオが、発注者或いはCMの雇用する第三者ではなく、請負者の雇用する性能検証事業者(commissioning provider)あるいは試験技師(test engineer) 日常の性能検証業務を実施する場合には、下記の文章を含めよ。

性能検証活動は補償できない性格のものであるから、遅延の理由にはなり得ない。

性能検証を含めて、本竣工(Substantial Completion)と新しい用語である機能上の竣工(Functional Completion)を定義するときは、工事契約書の一般事項にもこれを含めるべきである。

仕様書ガイド、終り